

「会員之証」について



当協会を退会の際には、ご返却ください。

ご返却いただかない場合は、3,000円
頂戴いたします。

お預かりしております弁済業務保証金分担金
より差し引く場合は、下記にご署名をお願い
いたします。

次の場合は、ご返却は不要です。

- 1 個人⇔法人 ・ 知事免許⇔大臣免許
でそのままご使用の場合
- 2 死亡相続

承 諾 書

(公社)全国宅地建物取引業保証協会愛媛本部長 様

会員之証代金を、返還される弁済業務保証金分担金より徴収していただくことにつ
いて異議はありません。

記

会員之証 3,000円

令和 年 月 日

免許番号 知事 ・ 大臣 第 号

商 号

代 表 者

印
(代表者印)